



# 下野市奨学生 追加募集します!



## 制度内容

■募集人数 8名程度

■奨学金貸付額 (無利子)

貸付額は選択制ですが、入学一時金は修学資金とセットでの貸付となります。

	修学資金	入学一時金
高等学校奨学生	月額2万円	10万円
	月額2万円	
大学等奨学生	月額3万円	50万円
	月額3万円	
	月額4万円	30万円
	月額4万円	
	月額5万円	貸付対象外

■貸付期間 正規の修業期間。貸付金は年2回に分けて本人名義の口座に振り込みます。

■償還期間・償還方法

貸付期間の2倍または2.5倍の期間内に償還(年賦、半年賦、月賦)

※奨学金は無利子ですが、返還が遅滞した場合は延滞金がかかります。

■申請資格 次のすべての項目に該当する方。

①高等学校(高等専門学校、中等教育学校の後期課程や専修学校の高等課程を含む)、大学(短期大学や専修学校の専門課程を含む)に在学または入学しようとする方

②学業成績が優秀で意欲があり、品行方正な方

※学業成績は5段階評定で3.0(平均)以上

③経済的理由により修学が困難な方

※栃木県育英会の収入基準に準じています。

④確実な連帯保証人を2名付することができる方(うち1名は保護者)

※連帯保証人は、独立の生計を営んでいる満20歳以上の方で、市区町村税を完納している方

⑤保護者が下野市に1年以上住所を有する方

⑥他の機関から奨学金その他これに類するものの給付または貸付を受けていない方

■奨学生の選考

奨学金貸付審査会において審査を行い決定します。

## 収入基準の計算方法

①平成29年中の年間収入金額から、給与所得計算式により認定所得金額(所得は世帯合算)を出します。

※計算式は年間収入金額によって異なります。

②認定所得金額から控除額を差し引きます。

※控除には母子・父子世帯、就学者の人数、障がい者の人数、本人対象控除等の種類があります。

③上記②で求めた金額が栃木県育英会の収入基準額の範囲内であれば貸付対象となります。



■計算例

年間収入700万円で4人世帯(弟が中学生)、長女が大学進学のために奨学金を申請する場合。

①認定所得金額の計算

$$700\text{万円(年収)} \times 0.7 - 174\text{万円} = 316\text{万円(認定所得金額)}$$

②控除額の差引

$$316\text{万円(認定所得金額)} - 46\text{万円(弟の就学者控除)} - 74\text{万円(本人控除)} = 196\text{万円}$$

③196万円は4人世帯の収入基準額229万円以内なので、貸付対象となります。

※収入基準額(大学等奨学生の場合)

$$2\text{人世帯 } 198\text{万円} \quad 3\text{人世帯 } 212\text{万円}$$

## 手続方法

■提出書類

①下野市奨学金貸付申請書(様式第1号)

②出身学校長または在学校長の推薦調書(様式第2号)

③保護者の印鑑登録証明書

④連帯保証人の印鑑登録証明書

⑤保護者以外の連帯保証人が県外市外在住の場合は、所得証明書と市区町村納税証明書

※提出書類①②と募集要項は、教育総務課窓口・市ホームページ・各公民館・各図書館にて配布して

います。

■提出先・方法

教育総務課窓口へお持ちください。

■提出期限

第1回 2月12日(火)まで

第2回 2月20日(水)~3月13日(水)

※定員に達した場合は締め切らせていただきます。

■問い合わせ先 教育総務課 ☎(32)8917